

【遺言・相続】

1. 遺言書を作成したい場合

事件の労力・難易度		作成手数料(税別)	備考
普通方式の遺言 (公正証書遺言等)	通常	20万円	公正証書遺言の場合、別途公証人手数料を公証役場へ支払う必要があります
	複雑	30万円～	「複雑」とは、保有財産多数の事案、推定相続人多数の事案、事業承継の事案など、事実認定や法律上の争点が複雑な事案を言います。
危急時遺言	通常	40万円	死期が迫った方に限られます
	複雑	60万円～	「複雑」とは、保有財産多数の事案、推定相続人多数の事案、事業承継の事案など、事実認定や法律上の争点が複雑な事案を言います。

遺言執行	相続財産の額	遺言執行手数料(税別)	備考
	300万円以下の場合	30万円	
	300万円～3000万円	2%+24万円	
	3000万円～3億円	1%+54万円	
	3億円～	0.5%+204万円	
	複雑	協議	

遺言執行に裁判手続を要する場合、遺言執行手数料とは別に、裁判手続に要する弁護士報酬が発生します。

※ 事件処理に要する実費はすべてお客様負担になります。

※ 事件処理に要する実費として別途1～5万円をお預かりすることがあります。

※ 遠方(大阪市内から片道1時間以上を要するもの)への出頭・出張の際には別途日当が発生します。

2. 相続の調査・放棄をしたい場合

事件の労力・難易度		手数料(税別)	備考
相続関係の調査	通常	5万円	
	複雑	10万円～	「複雑」とは、相続人多数の事案を言います。
遺産の調査	通常	20万円	
	複雑	30万円～	「複雑」とは、遺産多数の事案、遺産不明の事案などを言います。
相続の放棄	通常	1人あたり5万円	別途「相続関係の調査」の手数料が発生します。
	複雑	30万円～	「複雑」とは、相続発生から3か月または6か月を経過した後に相続放棄する事案などを言います。

3. 他の相続人と遺産分割をまとめた場合

事件の労力・難易度		着手金(税別)	報酬金(税別)	備考
裁判外の交渉	簡易	10～20万円	経済的利益の10%	「簡易」とは、遺産分割の方法がおおむね相続人間でまとまっており、事実上、遺産分割協議書の作成とそのため調整で足りる事案を言います。
	通常	20～40万円	経済的利益の16%	
	複雑	40万円～	経済的利益の20%～	「複雑」とは、保有財産多数の事案、推定相続人多数の事案など、事実認定や法律上の争点が複雑な事案を言います。
家事調停	通常	30～50万円	経済的利益の16%	
	複雑	50万円～	経済的利益の20%～	「複雑」とは、保有財産多数の事案、推定相続人多数の事案、事実認定や法律上の争点が複雑な事案を言います。
家事審判	通常	30～50万円	経済的利益の16%	
	複雑	50万円～	経済的利益の20%～	「複雑」とは、保有財産多数の事案、推定相続人多数の事案、事実認定や法律上の争点が複雑な事案を言います。

※ 事件処理に要する実費はすべてお客様負担になります。

※ 事件処理に要する実費として別途1～5万円をお預かりすることがあります。

※ 遠方(大阪市内から片道1時間以上を要するもの)への出頭・出張の際には別途日当が発生します。

※ 「裁判外の交渉」⇒「家事調停」「家事審判」へ移行した場合や「家事調停」⇒「家事審判」へ移行した場合は追加着手金が発生します。

この場合の追加着手金は上記金額から割引があります。